

別記 1

広域での担い手確保・営農維持の体制づくり支援事業

第 1 事業の目的

地域全体の営農を維持する体制を構築するため、担い手不在集落だけでなく、現在担い手がいる集落も含めた広域のエリア（大字・公民館単位等）でのビジョンづくりや人材確保・育成、ものづくり、農地維持に向けた取組を支援し、広域での担い手確保・営農維持に向けた体制の整備を図る。

なお、担い手不在集落は、島根県が実施する「センサス集落別担い手状況調査（事業実施前年度調査）」において、「上記担い手がない集落 7」に該当する集落とする。

第 2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要なビジョンづくりからビジョンの実践に要する経費（人材確保、人材育成、実証事業、組織設立運営等）に対し、支援を実施する。なお、補助率等は別表 1 のとおりとする。

支援回数について、原則、1 回限りとするが、補助上限額に満たない事業実施主体においては、次年度以降その上限額まで申請できるものとする。

第 3 事業実施主体

事業実施主体は、広域のエリア（大字・公民館単位等）でビジョンづくりからビジョンの実践に向けた取組を進める農業者や担い手等で構成される組織・団体とする。

なお、地域の協議会は、農業者や担い手等で構成される話し合い組織・団体とし、地域の営農サポート組織は、地域のビジョンに基づき、ビジョンの実践に向けた取組を進める主体となる組織とする。

第 4 事業の推進体制

- (1) 事業実施主体の所在地にある市町村、地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会（以下「市町村等」という。）は、関係機関、団体と連携の上、事業実施主体に適切な指導・助言を行う。
- (2) 隠岐支庁長及び各農林水産振興センター所長（以下「センター等」という。）は、地域の将来ビジョンづくりやその実践に向けて指導・助言を行う。

なお、農業経営課においては、センター等の他、本庁内関係課と連携の上、事業成果を検証し、効果的な普及・推進体制を整備する。

第 5 事業の実施等の手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記 1 様式第 2 号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記 1 様式第 1 号）に添付して、市町村長等に提出する。
- (2) 市町村長等は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときには、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、適当と認めるときは、センター等を経由して知事に提出する。

- (3) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、
 - (1) 及び(2)に準じて行うものとし、事業実施計画変更承認申請書(別記1様式第3号)に事業実施変更計画書(別記1様式第2号)を添付して提出する。
- (4) 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書(様式第4号)をセンター等を経由して知事に提出するものとする。
- (5) 市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告(様式第5号)をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- (6) 本事業を実施した事業実施主体が、交付要綱第7により行う事業の実績報告は、事業実績報告書(別記1様式第4号)に事業実施計画実績報告書(別記1様式第2号)を添付して市町村長等へ提出するものとする。
- (7) 市町村長等は、交付要綱第7に基づく実績報告書(様式第6号)を(2)に定める事務手続きに準じ、センター等を経由して知事に提出するものとする。